



煙で迷惑しています

野外焼却禁止 のお知らせ

野外焼却(野焼き)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、原則、禁止されており、法律で罰せられます。
ごみは、燃やさずに指定ごみ袋に入れて正しく出しましょう。

※暖をとるための軽微な焚き火など一部例外規定あります。
ただし、周辺環境に影響あるものは例外規定であっても中止しないといけません。



平成14年12月から、一定の構造基準を満たしていない焼却炉については使用が禁止されたことから、地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、無施設焼却なども禁止されました。

野焼きは、煙・悪臭により近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生の原因になります。川掃除で出た草木の焼却や暖をとるための焚き火などは例外により禁止されていませんが、焼却によって大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障を来たしてしまうことがありますので、そのような場合は中止するようにしましょう。



住みよい環境づくりのためご協力をお願いします。

宮若市 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方警察署

お問い合わせ 宮若市役所 民生部環境保全課環境衛生係

連絡先：32-0516